

三重県公共工事工事共通仕様書（令和2年8月）第3回正誤表

誤								正								概要	
品質管理基準及び規格値(案)								品質管理基準及び規格値(案)									
種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
41. 鉄筋挿入工	施工	必須	<a href="#">引き抜き試験</a> (受入れ試験) <a href="#">引き抜き試験</a> (適合性試験)	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。			41. 鉄筋挿入工	施工	必須	<del>引き抜き試験</del> (受入れ試験) (削除)	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。				誤植
41. 鉄筋挿入工	施工	その他	<a href="#">適合性試験</a>	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。			41. 鉄筋挿入工	施工	その他	<del>引き抜き試験</del> (適合性試験)	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。				誤植

三重県公共工事工事共通仕様書（令和2年8月）第3回正誤表

誤	正	摘要
<p>【分冊2】生コンクリートの取り扱いマニュアル</p> <p>第1章 一般事項 (省略)</p> <p>第2章 レディーミクストコンクリートの品質に関する取り扱い (省略)</p> <p>第3章 コンクリート構造物の品質確保の調査について (省略)</p> <p>第4章 コンクリートの耐久性向上 (省略)</p> <p>第5章 レディーミクストコンクリート単位水量試験</p> <p>1. 適用範囲 (省略)</p> <p>2. 測定機器 (省略)</p> <p>3. 品質の管理 (省略)</p> <p>4. 単位水量の管理記録 (省略)</p> <p>5. 測定頻度 単位水量の測定頻度は、以下による。 <u>(1) 2回/日(午前1回、午後1回)、または、重要構造物では重要度に応じて100～150m<sup>3</sup>ごとに1回。</u> <u>(2) 荷卸し時に品質の変化が認められたとき</u></p> <p>なお、重要構造物とは、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただし、プレキャスト製品は除く。）、内空断面が2.5m<sup>2</sup>以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部（ただし、PCは除く。）、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門とする。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>【分冊2】生コンクリートの取り扱いマニュアル</p> <p>第1章 一般事項 (省略)</p> <p>第2章 レディーミクストコンクリートの品質に関する取り扱い (省略)</p> <p>第3章 コンクリート構造物の品質確保の調査について (省略)</p> <p>第4章 コンクリートの耐久性向上 (省略)</p> <p>第5章 レディーミクストコンクリート単位水量試験</p> <p>1. 適用範囲 (省略)</p> <p>2. 測定機器 (省略)</p> <p>3. 品質の管理 (省略)</p> <p>4. 単位水量の管理記録 (省略)</p> <p>5. 測定頻度 単位水量の測定頻度は、以下による。 <u>2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100～150m<sup>3</sup>ごとに1回、及び荷卸し時に品質の変化が認められたときとし、測定回数が多い方を採用する。</u></p> <p>なお、重要構造物とは、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただし、プレキャスト製品は除く。）、内空断面が2.5m<sup>2</sup>以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部（ただし、PCは除く。）、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門とする。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>共通仕様書との整合による修正</p>

＜参考1＞ レディーミクスコンクリートの品質検査項目の試験頻度について

レディーミクスコンクリートの品質検査項目の試験頻度について、「建設工事施工管理基準（案）品質管理基準及び規格値」、生コンクリートの取り扱いマニュアルの「コンクリートの耐久性向上」、「レディーミクスコンクリート単位水重量試験」、及び「日当たり打設量が小規模となるレディーミクスコンクリートの品質管理基準（案）」に記載される内容をとりまとめたものを下表に示す。

工種規模	小規模工種※4		小規模工種以外※4	
	1工種当りの総使用量 50m3未満※1	1工種当りの総使用量 50m3以上※1	日当たり打設量 50m3未満 (配合種別別)	日当たり打設量50m3未満 (配合種別別)
打設量等	日当たり打設量 50m3未満 (配合種別別)	日当たり打設量 50m3以上 (配合種別別)	日当たり打設量50m3未満 (配合種別別)	日当たり打設量50m3以上 (配合種別別)
工場の種類	JIS工場 JIS工場※2	JIS工場※2 JIS工場※2	JIS工場※2 JIS工場	JIS外工場・JIS工場※2
塩化物総量規制	・コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる(1試験の測定回数(3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCF-C502.503)または設計図書の規定により行う。 ・対象構造物は、生コンクリートの取り扱いマニュアル 第4章コンクリートの耐久性向上による。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。			
単位水重量測定	—	—	—	—
スタンプ試験	・1工種1回以上 ・1工種1回以上、またはレディーミクス工場品質証明書等※3のみとするこ とができる。	・50m3ごとに1回 ・1工種1回以上	・1日1回以上	・100m3/日以上の場合:2回/日(午前1回、午後1回)以上、または重要構造物の場合は重要区間に1回(100m3～190m3)以上、その他は重要構造物の場合に1回以上、測定回数が多い方を採用する。
圧縮強度試験	・1工種1回以上 ・1工種1回以上、またはレディーミクス工場品質証明書等※3のみとするこ とができる。	・1工種1回以上 ・1工種1回以上、またはレディーミクス工場品質証明書等※3のみとするこ とができる。	・1日1回以上	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要部と工事の規模に応じて20 m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時、ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車試験を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スタンプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スタンプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。
空気量測定	・1工種1回以上 ・1工種1回以上、またはレディーミクス工場品質証明書等※3のみとするこ とができる。	・1工種1回以上 ・1工種1回以上	・1日1回以上	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要部と工事の規模に応じて20 m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。
圧縮強度試験	・1工種1回以上 ・1工種1回以上、またはレディーミクス工場品質証明書等※3のみとするこ とができる。	・50m3ごとに1回 ・生コン工場の同一現場への出荷日に50m3程度でくっついて(打設日が違ってもかまわない)、1回以上。	・1日1回以上 ・打設量が小量で2週間か、かつても50m3に満たない場合は、2週間で1回以上。	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要部と工事の規模に応じて20 m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき、なお、テストピースは打設場所を採取し、1回につき6本(σ7・・・3本、σ28・・・3本)とする。 ・早強セメントを使用する場合は必要に応じて1回につき3本(σ3)を追加で採取する。

※1 工種とは建設工事施工管理基準(案)出来形管理適応表の条、工種の欄に記載される工種である。

※2 JIS工場とは、JISマーク表示認証製品を製造している工場である。

※3 品質証明書等とは、JIS工場である認証書、配合計画書、納入書、当該試験の製品検査報告書である。なお、監督員は必要に応じて、工程管理日報や計量記録等の提出を求めることができる。

※4 小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。  
橋脚、橋脚、杭脚(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ10m以上)、函渠工、樋門、橋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種

※5 圧縮強度試験については、荷卸し時にテストピースを作製すること、その他の試験については、荷卸し時に試験を実施すること。

＜参考1＞ レディーミクスコンクリートの品質検査項目の試験頻度について

レディーミクスコンクリートの品質検査項目の試験頻度について、「建設工事施工管理基準（案）品質管理基準及び規格値」、生コンクリートの取り扱いマニュアルの「コンクリートの耐久性向上」、「レディーミクスコンクリート単位水重量試験」、及び「日当たり打設量が小規模となるレディーミクスコンクリートの品質管理基準（案）」に記載される内容をとりまとめたものを下表に示す。

工種規模	小規模工種※4		小規模工種以外※4	
	1工種当りの総使用量 50m3未満※1	1工種当りの総使用量 50m3以上※1	日当たり打設量 50m3未満 (配合種別別)	日当たり打設量50m3以上 (配合種別別)
打設量等	日当たり打設量 50m3未満 (配合種別別)	日当たり打設量 50m3以上 (配合種別別)	日当たり打設量50m3未満 (配合種別別)	日当たり打設量50m3以上 (配合種別別)
工場の種類	JIS外工場 JIS工場※2	JIS外工場 JIS工場※2	JIS外工場	JIS外工場・JIS工場※2
塩化物総量規制	・コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる(1試験の測定回数(3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCF-C502.503)または設計図書の規定により行う。 ・対象構造物は、生コンクリートの取り扱いマニュアル 第4章コンクリートの耐久性向上による。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。			
単位水重量測定	—	—	—	—
スタンプ試験	・1工種1回以上 ・1工種1回以上、またはレディーミクス工場品質証明書等※3のみとするこ とができる。	・50m3ごとに1回 ・1日1回以上	・1日1回以上	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要部と工事の規模に応じて20 m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき、なお、テストピースは打設場所を採取し、1回につき6本(σ7・・・3本、σ28・・・3本)とする。 ・早強セメントを使用する場合は必要に応じて1回につき3本(σ3)を追加で採取する。
空気量測定	・1工種1回以上 ・1工種1回以上、またはレディーミクス工場品質証明書等※3のみとするこ とができる。	・1工種1回以上 ・1工種1回以上	・1日1回以上	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要部と工事の規模に応じて20 m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。
圧縮強度試験	・1工種1回以上 ・1工種1回以上、またはレディーミクス工場品質証明書等※3のみとするこ とができる。	・50m3ごとに1回 ・生コン工場の同一現場への出荷日に50m3程度でくっついて(打設日が違ってもかまわない)、1回以上。 ・打設量が小量で2週間か、かつても50m3に満たない場合は、2週間で1回以上。	・1日1回以上 ・打設量が小量で2週間か、かつても50m3に満たない場合は、2週間で1回以上。	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要部と工事の規模に応じて20 m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき、なお、テストピースは打設場所を採取し、1回につき6本(σ7・・・3本、σ28・・・3本)とする。 ・早強セメントを使用する場合は必要に応じて1回につき3本(σ3)を追加で採取する。

※1 工種とは建設工事施工管理基準(案)出来形管理適応表の条、工種の欄に記載される工種である。

※2 JIS工場とは、JISマーク表示認証製品を製造している工場である。

※3 品質証明書等とは、JIS工場である認証書、配合計画書、納入書、当該試験の製品検査報告書である。なお、監督員は必要に応じて、工程管理日報や計量記録等の提出を求めることができる。

※4 小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。  
橋脚、橋脚、杭脚(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ10m以上)、函渠工、樋門、橋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種

※5 圧縮強度試験については、荷卸し時にテストピースを作製すること、その他の試験については、荷卸し時に試験を実施すること。

誤謬訂正

共通仕様書との整合による修正